

## 宣 言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者が多く加入し医療費の増嵩年々著しく、医療費等の市町村間の格差も大きい。一方、経済の低迷や低所得者層の增加などにより被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が著しく高いといった構造的な問題を抱えている。このため、市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めるることは極めて困難であり、一般会計から国保特別会計への多額の繰入れを余儀なくされ、財政逼迫の大きな要因となつてゐる。

これまで国保制度の改革が幾度となく行われてきたが、構造問題の解決といった抜本的な改革については、未だ途半ばであり、制度崩壊の危機的な状態に直面している。このようなか、政府においては、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、本年十月十五日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」を閣議決定し、同日国会に提出したところである。この法律案では、国保の保険者や運営等の在り方について所要の改革を行うこととし、平成二十七年の通常国会に必要な法律案を提出することを目指すとされて いる。

我々国保関係者はこれまで以上に国保の運営には引き続き努力をしていく所存であるが、この法律案に示された国保制度改革の検討に当たつては、地方の理解を得た上で、必要な法制化等の措置を講じるべきである。

特に、国の責任において、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築すべきである。

また、低所得の国保被保険者に係る国保保険料（税）の軽減対象の拡大等に向けた二二〇〇億円の公費投入を早急に実施するとともに、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生ずる財源を優先的に活用すべきである。

併せて、構造問題を解決した上で、新たな制度の運営に際して都道府県と市町村とで適切な役割分担がなされるよう、地方と丁寧かつ十分な協議を行うとともに、実際に制度を運営する現場が混乱しないよう、必要な準備期間を確保すべきである。

このほか、国民の健康寿命の延伸のため、保健師等の必要な人材の確保と所要の財政措置を講じるとともに、保健事業に熱心に取り組む保険者を積極的に支援するなど、保険者が行う保健事業を支援すべきである。

さらに、地域住民が安心して医療を受けられるよう、医師や看護師等の医療従事者の確保対策や地域偏在等の解消を図るとともに、十分な財政措置を講じることにより、地域医療体制の充実・強化を図るべきである。

なお、社会保障・税番号の利用範囲の拡大の検討に当たつては、地方の意見を踏まえ、国民皆保険体制発足以来の懸案である被保険者資格の適用適正化を推進するなど、被保険者の利便性の向上と事務の合理化を実現すべきである。

我々国保関係者は、ここに「国保制度改革強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会の決議の実現に向け、断固邁進することを誓つものである。

右 宣言する。

平成二十五年十一月二十一日